

供 述 調 書	
本 籍	
住 居	
職 業 会 員	(電話)
氏 名	中 島 繁
	昭和 2 0 年 1 月 1 6 日 生 (5 8 歳)
上記の者に対する 贈 賄 被疑事件につき、平成 1 5 年	
	1 2 月 3 日 大 分 中 央 警 察 署 において、本職は、
あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ	
て取り調べたところ、任意次のおり供述した。	
1	私は、
	沖電気工業株式会社システムソリューションカンパニー公共シ
	ステム事業本部統括ゼネラルマネージャーであった有永博さん
	沖電気工業の営業代行、援助等を行っていました江藤憲行さん
	とともに
	平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日
	吉村格哉湯布院町長
	に対し
	平成 1 2 年度無線放送施設設置工事
	に関して沖電気を
	指名業者に選定して貰うこと
	などの便宜を図って頂くことの見返りとして
	3 0 0 万円の賄賂を差上げた。

大 分 県 警 察

<p>これについては悪いこととは分かっていますが、私たちの業界は談</p>
<p>合をすることが多く、その際設計図書が沖電気仕様となっているとす</p>
<p>れば他の会社については、沖電気の営業努力を認め落札しようとはせ</p>
<p>ず沖電気に落札を譲るのです。</p>
<p>全ての会社ではありませんが大手無線メーカーについては</p>
<p>8社</p>
<p>ありますが、その内</p>
<p>6社</p>
<p>については大体談合に応じてくれるのです。</p>
<p>ですから各会社としては設計業者にどれだけ食い込み設計図書を自</p>
<p>社仕様にして貰えるようかなりの力を入れた営業を行うのです。</p>
<p>このころ沖電気は電気興業に対する営業が成功し設計図書について</p>
<p>は沖電気仕様となっていたのです。</p>
<p>ですから指名にさえ入れればかなりの確率で沖電気が落札できると</p>
<p>ころまで来ていたのです。</p>
<p>当時の私の立場は</p>
<p>九州支社の副支社長として</p>
<p>自治体担当等の各担当を支援する</p>
<p>立場にありましたし、私はこの年の4月から副支社長となりましたが、</p>
<p>それ以前は大谷の直属の上司でしたので大谷らの営業内容については</p>
<p>大体分かっていました。</p>
<p>それで、この時私は下田さんに対し</p>
<p>真剣にやっていますよ。</p>

14

に資料番号⑭と記して本調書末尾に添付することとした。
これまでお話ししたことが
町長や後援会長の富永さんにパイプがある江藤さんと沖電気の
間で
沖電気を指名に入れてくれることに対する成功報酬を支払
うこと
を契約し、その後江藤さんを通じて町長に指名にはいることやメ
ンバーセットなどを依頼した
状況です。
この後私は江藤さんから町長へ差し上げる賄賂金を要求されるので
すがその点については後日詳しく説明します。
これまで話したことに間違いはありません。
中島 繁
以上をこの通り録取して閲覧されたところ談りのない指印にて
申し立て署名指印にて。
前同日
大分県警察本部刑事捜査第一課
司法警察員 警部補 福生 清